

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年3月17日（平成29年（行個）諮問第49号）

答申日：平成30年7月17日（平成30年度（行個）答申第70号）

事件名：本人に対する遺族補償給付等の支給決定等に係る関係資料の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「請求者の夫である特定個人が、特定疾患を発症して死亡したことにかかる遺族補償給付・葬祭料・就学等援護費請求について、平成28年特定月日付で特定労働基準監督署がした支給決定（就学等援護費については不支給決定）に関する資料の一切（給付請求書、調査復命書等を含む）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年9月23日付け大個開第28-192号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 審査請求の趣旨

処分庁が審査請求人に対して平成28年9月23日付で行った保有個人情報の一部を不開示とした決定を取り消す旨の決定を求める。

###### イ 審査請求の理由

###### （ア）不開示とされた資料について

不開示とされた文書の中には、ハイヤー社員及び請負派遣社員賃金規程（開示部分に含まれる平成28年特定月日付調査結果復命書添付資料No20-4）、就業規則（同No20-5）、被災労働者にかかる24時間記録図表（同No20-13）、被災労働者に

かかる事故報告書（同N o 2 0 - 1 4）が含まれている。

また、不開示とされた理由はおろか、資料の標目すら不明である資料もある（同N o 2 0 - 6, 7, 2 1 ~ 2 3）。

（イ）資料N o 2 0 - 4, 5について

- a 賃金規程（資料N o 2 0 - 4）、就業規則（同N o 2 0 - 5）は、審査請求人以外の個人に関する情報でもなければ、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる部分が記載されていることもないから法1 4条2号には該当しない。
- b また、賃金規程を含む就業規則は、労働基準法上、これを作成し、労働基準監督署に届け出、従業員に周知することが義務づけられた文書であって、これを開示することにより、法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されていないことは明らかであり、法1 4条3号イにも該当しない。
- c さらに、就業規則は、労働基準行政機関が行う事務に関する情報でないことは明らかであり、法1 4条7号柱書きにも該当しない。

（ウ）資料N o 2 0 - 1 3, 1 4について

- a 記録図表（資料N o 2 0 - 1 3）、事故報告書（同N o 2 0 - 1 4）は、それぞれ、特定個人が運転していたハイヤーのデジタルタコグラフのデータ、特定個人がハイヤーを運転中に起こした交通事故の報告書であって、審査請求人以外の個人に関する情報であるということとはできず、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる部分が記載されているとも考えられない。したがって、記録図表が法1 4条2号には該当しない。

仮に審査請求人以外の特定の個人を識別することができる部分が記載されているとしても、その部分のみをマスキングすることも可能である。したがって、記録図表のすべてを不開示とすることは、違法である。

- b また、記録図表は、特定個人が運転していたハイヤーのデジタルタコグラフのデータであって、その稼動状況の機械的記録に過ぎず、事故報告書も、特定個人がハイヤーを運転中に起こした交通事故の報告書であって、その事故状況の客観的記録に過ぎないから、法人の印影等が記載されているとも考えられないから、特定の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことは明らかであり、法1 4条3号イにも該当しない。
- c さらに、記録図表は、特定個人から聴取した内容にかかる記述等が記載されたものでないことは明らかであり、法1 4条7号柱

書きにも該当しない。

(エ) 資料No 20-6, 7, 21~23について

資料No 20-6, 7, 21~23については、資料の標目すら不開示とされているため、処分庁がなぜ法14条2号, 同3号イ, 同7号柱書きに該当すると判断したかすら不明である。

(オ) 結論

したがって、上記の各資料を不開示としたことは違法である。

なお、資料No 20-6, 7, 21~23については、諮問庁から提出される本件審査請求についての理由説明書の送付を待って、審査請求人の意見書を提出する予定である。

(2) 意見書

頭書の審査請求手続きについて、審査請求人は、諮問庁の理由説明書をふまえ、審査請求人の意見を述べたいと考えておりますが、諮問庁の理由説明書の別表において、対象文書名が諮問庁が独自に命名した「関係資料①」～「関係資料⑨」と表記されており、それらがどの文書を指しているか必ずしも明らかでないため、諮問庁の説明する理由の可否を判断することができません。

そこで、審査請求人が意見を述べる前提として、諮問庁において、諮問庁の理由説明書の別表の各対象文書がどの文書を指しているかを、審査請求人にもわかるように表記していただくようお願いします。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人は、平成28年7月26日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求者の夫である特定個人が、特定疾患を発症して死亡したことにかかる遺族補償給付・葬祭料・就学等援護費請求について、平成28年特定月日付で特定労働基準監督署がした支給決定（就学等援護費については不支給決定）に関する資料の一切（給付請求書、調査復命書等を含む）」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、原処分で不開示とされた部分のうち、一部の開示を求めて、平成28年12月19日付け（同月20日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、審査請求人が開示を求める部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については法14条3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不

開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「請求者の夫である特定個人が、特定疾患を発症して死亡したことにかかる遺族補償給付・葬祭料・就学等援護費請求について、平成28年特定月日付で特定労働基準監督署がした支給決定（就学等援護費については不支給決定）に関する資料の一切（給付請求書、調査復命書等を含む）」である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号3、4、6、7、8及び9の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3、4、6、7、8及び9の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記（ア）で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上

で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成29年3月17日付け厚生労働省発基0317第3号により諮問した平成29年（行個）諮問第49号に係る諮問書理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、諮問庁においては、一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、理由説明書の別表について、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表に不開示理由の修正を行う（下線部分が追加・修正部分）。

### (1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、審査請求人が開示を求める別表部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については法14条3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

### (2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

| 文書番号 | 対象文書名              | 不開示を維持する部分                          | 不開示情報<br>法14条該当号 |       |
|------|--------------------|-------------------------------------|------------------|-------|
|      |                    |                                     | 3号イ              | 7号柱書き |
| 1    | <u>添付資料No20-4</u>  | —                                   |                  |       |
| 2    | <u>添付資料No20-5</u>  | —                                   |                  |       |
| 3    | <u>添付資料No20-6</u>  | 1頁の資料Noの下枠内1行目9文字目ないし最終文字を除く不開示部分全て | ○                | ○     |
| 4    | <u>添付資料No20-7</u>  | 1頁の資料Noの下枠内1行目9文字目ないし最終文字を除く不開示部分全て | ○                | ○     |
| 5    | <u>添付資料No20-13</u> | —                                   |                  |       |
| 6    | <u>添付資料No20-14</u> | 不開示部分全て                             | ○                | ○     |
| 7    | <u>添付資料No20-21</u> | 不開示部分全て                             | ○                | ○     |
| 8    | <u>添付資料No20-22</u> | 不開示部分全て                             | ○                | ○     |
| 9    | <u>添付資料No20-23</u> | 不開示部分全て                             | ○                | ○     |

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月5日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月13日 審議
- ⑤ 平成30年2月22日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年6月25日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年7月12日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「請求者の夫である特定個人が、特定疾患を発症して死亡したことにかかる遺族補償給付・葬祭料・就学等援護費請求について、平成28年特定月日付で特定労働基準監督署がした支給決定（就学等援護費については不支給決定）に関する資料の一切（給付請求書、調査復命書等を含む）」に記録された保有個人情報であり、このうち、審査請求人は、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号9に記録された保有個人情報の開示を求めている。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、同条3号イ及び7号柱書きに該当し、不開示とすべきとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 別表の5欄に掲げる部分について

文書番号6の当該部分については、審査請求人の夫である被災労働者の事故報告のうち、当該報告書の標題部分並びに被災労働者の氏名、住所、生年月日、免許証番号、免許証取得年月日及び入社年月日が記載された部分並びにこれらの項目部分であり、これを開示しても、被災労働者が事故報告を提出した事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### (2) その余の部分について

文書番号3及び文書番号4は、特定事業場の契約関係の文書であり、文書番号6は、被災者労働者の事故に関して処理した特定事業場の内部管理情報であり、文書番号7ないし文書番号9は、審査請求人以外の第三者に関する営業日報、領収書、個別成績等の記載であり、いずれも特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料であって、審査請求人が知り得るものではないことから、これを開示すると、このことを知った特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

諮問庁は、理由説明書において不開示を維持する部分及び不開示理由を説明するに当たり、本件対象保有個人情報記録した文書の名称を関係資料①ないし関係資料⑨としているところ、これらが原処分で特定された保有個人情報のいずれを指すのか判然とせず、当該記載は不適切なものであったと認められる。

諮問庁は、今後、不開示理由等の説明に当たり、開示実施した文書の具体的な名称を示すなど、適切な対応が望まれる。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

## 別表

| 1<br>文<br>書<br>番<br>号 | 2 対象文書名         | 3 諮問庁が「不開示を維持する部分」として<br>いる部分                   | 4 不開示情報<br>法14条該当<br>号 |           | 5 開示すべき部<br>分  |
|-----------------------|-----------------|---|------------------------|-----------|--|
|                       |                 |   | 3号<br>イ                | 7号柱<br>書き |  |
| 1                     | 添付資料No<br>20-4  | —   |                        |           |  |
| 2                     | 添付資料No<br>20-5  | —   |                        |           |  |
| 3                     | 添付資料No<br>20-6  | 1頁の資料Noの下枠<br>内1行目9文字目ない<br>し最終文字を除く不開<br>示部分全て | ○                      | ○         |  |
| 4                     | 添付資料No<br>20-7  | 1頁の資料Noの下枠<br>内1行目9文字目ない<br>し最終文字を除く不開<br>示部分全て | ○                      | ○         |  |
| 5                     | 添付資料No<br>20-13 | —   |                        |           |  |
| 6                     | 添付資料No<br>20-14 | 不開示部分全て   | ○                      | ○         | 標題部分，被災<br>労働者の氏名，<br>住所，生年月<br>日，免許証番<br>号，免許証取得<br>年月日及び入社<br>年月日並びにこ<br>れらの項目部分 |
| 7                     | 添付資料No<br>20-21 | 不開示部分全て   | ○                      | ○         |  |
| 8                     | 添付資料No<br>20-22 | 不開示部分全て   | ○                      | ○         |  |
| 9                     | 添付資料No<br>20-23 | 不開示部分全て   | ○                      | ○         |  |